

31 契 第 133 号  
平成 31 年 4 月 22 日

入札参加資格登録業者 様  
(工事に登録がある事業者 各位)

会津若松市長 室井 照平  
(公印省略)

解体工事の経過措置終了に伴う入札参加資格等の取扱いについて

このことについて、平成 28 年 6 月の建設業法改正による「解体工事業」追加に伴う経過措置が平成 31 年 5 月 31 日をもって終了するため、本市の登録希望工種のうち「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」について、同日（平成 31 年 5 月 31 日）をもって取扱いを終了します。

これにより、**平成 31 年 6 月 1 日以降は、「解体」の工種登録がない場合、本市発注の解体工事には入札参加できないこととなります。**

具体的な取扱いにつきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、ご留意願います。

記

## 1 入札参加資格登録について

### (1) 登録希望工種の変更

平成 31 年 6 月 1 日以降の入札参加資格登録に係る登録希望工種について、以下のとおり変更します。

項目	平成 31 年 5 月 31 日まで	平成 31 年 6 月 1 日以降
登録希望 工種	5 とび・土工・コンクリート <b>(新)</b>	5 とび・土工・コンクリート__
	29 解体 <b>(新)</b>	29 解体__
	<b>30 とび・土工・コンクリート・ 解体（経過措置）</b>	<b>(削除)</b>

※ 平成 31 年 6 月 1 日以降の入札参加資格審査申請書の様式を変更します。

### (2) 「30 とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」に工種登録されているものの取扱い

平成 31 年 5 月 31 日までに「**30 とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）**」に工種登録されているものについては、**職権により、すべて「5 とび・土工・コンクリート」に変更**させていただきます。（貴社による変更の手続は不要です。）

(次ページに続く)

※ 資格総合点数については、経営事項審査結果通知の「とび・土工・コンクリート」に記載のある総合評定値を使用します。（とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）の総合評定値は使用しない。）

(3) 「29 解体」に登録を希望する場合

**登録希望工種の追加を事由とした「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。**ただし、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ① 「解体工事業」の許可を取得していること。
- ② 経営事項審査結果通知で「解体」の総合評定値があること。

※ 解体工事業の建設業許可を取得した後、同じ審査基準日（決算日）時点での状況で経営事項審査の再受審が可能です。再申請する場合には、各審査実施機関（福島県の場合は、各建設事務所行政課（南会津建設事務所は総務課））に対し、審査を申請してください。

※ 変更届及び必要な添付書類については、市のホームページ（入札情報＞6 入札参加資格登録）に掲載していますので参照してください。

## 2 解体工事発注における入札参加資格要件について

(1) 工種に係る資格要件の変更

平成31年6月1日以降に入札公告、入札通知及び見積通知を行う案件から以下のとおり変更します。

入札参加 資格要件	平成31年5月31日まで	平成31年6月1日以降
登録内容	本市に <b><u>解体（新） 又は とび・土工・コンクリート・ 解体（経過措置）</u></b> の工種登録があること。	本市に <b><u>解体</u></b> の工種登録があること。

(2) 技術者資格に係る経過措置

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（ただし、平成28年5月31日までに資格を得た者に限る。）も引き続き解体工事業の技術者とみなします。

（事務担当：契約検査課入札契約グループ 電話 0242-39-1217）